

豊山町障害者福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町における障害者福祉施設の整備を促進し、もって障害者福祉の向上を図るため、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊山町補助金等交付規則（平成23年豊山町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「障害者福祉施設」とは、次の各号に掲げる障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条の障害福祉サービスをいう。）を行う施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項の児童発達支援を行う施設、同条第4項の放課後等デイサービスを行う施設、同条第7項の障害児相談支援事業所及び同法第7条の児童発達支援センターをいう。

- (1) 療養介護
- (2) 生活介護
- (3) 自立訓練
- (4) 就労移行支援
- (5) 就労継続支援A型
- (6) 就労継続支援B型
- (7) 短期入所
- (8) 就労定着支援
- (9) 自立生活援助
- (10) 共同生活援助
- (11) 相談支援

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、本町の区域内に障害者福祉施設を整備する社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が行う

国及び県の補助金を受けて実施する障害者福祉施設の新築、増築又は改築にかかる事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に掲げる補助対象事業に応じ、県が交付する補助金の額の8分の1以内の額とし、100万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業費の内訳がわかるもの
- (2) 設計図書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定により補助金交付の可否を決定したときは、速やかに豊山町障害者福祉施設等整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は豊山町障害者福祉施設等整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条に規定する書類の内容を変更し、又は中止するときは、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金変更交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日以内または翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に

提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- (2) 補助対象事業完了後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、豊山町障害者福祉施設等整備費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他町長が相当の事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 交付決定者は、町長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に支払われているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。